

報道資料



平成 30 年 10 月 19 日
内閣府地方創生推進事務局

「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域並びに地域整備方針について、関係地方公共団体から都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域の変更並びに地域整備方針の変更に係る申出等があり、本日、パブリックコメント等所要の経路を経た上で、「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」について、閣議決定されましたので、関係資料を公表します。

【問合せ先】

内閣府 地方創生推進事務局

植村、鈴木、小原（03-6206-6174）

<添付資料> 概要

※今回、新たに都市再生緊急整備地域に指定する福井駅周辺地域及び広島紙屋町・八丁堀地域については、平成29年度に候補地域として設定・公表し、これまで政令指定すべきエリアや地域整備方針等の検討を準備協議会にて行ってまいりました。準備協議会での検討を踏まえ、この度、都市再生緊急整備地域に指定します。

「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令について」（概要）

1. 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令について

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域（以下「特定地域」という。）について、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第5条第1項に基づく地方公共団体から指定に係る申出があり、都市再生基本方針に定める指定基準に適合すると認められることから、都市再生緊急整備地域及び特定地域の新規指定等を行う。

都市再生緊急整備地域及び特定地域の一覧（新規指定及び変更に係るもの）

	関係団体名	都市再生緊急整備地域名		都市再生緊急整備地域に係る面積		特定都市再生緊急整備地域に係る面積	
		変更前の名称	変更後の名称	変更前	変更後	変更前	変更後
新規	福井県 福井市	—	福井駅周辺地域	(新規)	66ha	—	—
	広島県 広島市	—	広島紙屋町・八丁堀地域	(新規)	161ha	—	—
変更 (拡大)	東京都 新宿区・渋谷区	新宿駅周辺地域		220ha	221ha	220ha	221ha
	神奈川県 横浜市	横浜都心・臨海地域		252ha	524ha	233ha	331ha

2. 各都市再生緊急整備地域等の主な変更内容

○福井駅周辺地域

本地域は、多くの人やもの、情報が行き交う県都の玄関口として、圏域全体の発展に大きな役割を果たしている。2023年春の北陸新幹線開通を見据え、民間都市開発の機運が高まっている中、国内外との連携を深め、日本海側における交流拠点としての役割を果たし、県全体の都市力を向上させていくため、都市再生緊急整備地域に指定する。

○広島紙屋町・八丁堀地域

本地域は、中四国地方最大の業務・商業集積地であるとともに、地区の周辺には、平和を象徴する世界遺産などの歴史的・文化的な観光資源が多数立地しており、都市拠点として高いポテンシャルを有している一方で、更新時期を迎える建築物が多く存在している。建築物の建替えが幾つも具体化しつつある中、さらなる民間開発を誘発すること

で、都市の魅力と国際競争力を強化するため、都市再生緊急整備地域に指定する。

○新宿駅周辺地域

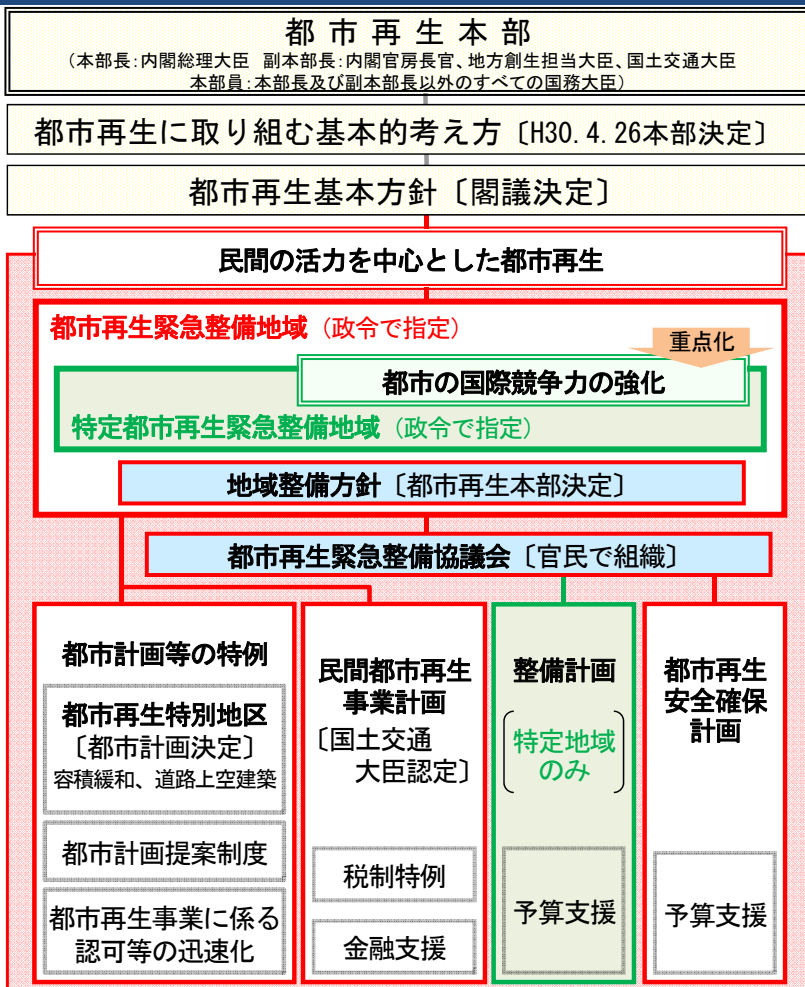
駅、駅前広場、駅ビル等が有機的に一体化した次世代ターミナルの整備等を促進し、既存エリアと一体となって新宿駅周辺地域の更なる国際競争力強化を図るため、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域を変更する。

○横浜都心・臨海地域

既存エリアでの取組に加え、山下ふ頭地区における観光・MICE 拠点、関内地区における国際的な産学連携拠点の形成などを通じて、“世界都市”の顔としての都心臨海部の更なる国際競争力強化を図るため、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域を変更する。

※新規指定及び指定の変更を行う地域については、あわせて地域整備方針の策定及び変更を行う。

※既指定地域である横浜山内ふ頭地域、堺東駅西地域、堺臨海地域、堺鳳駅南地域、守口大日地域について、区域の変更はないが、記載方法について技術的な修正を行った。

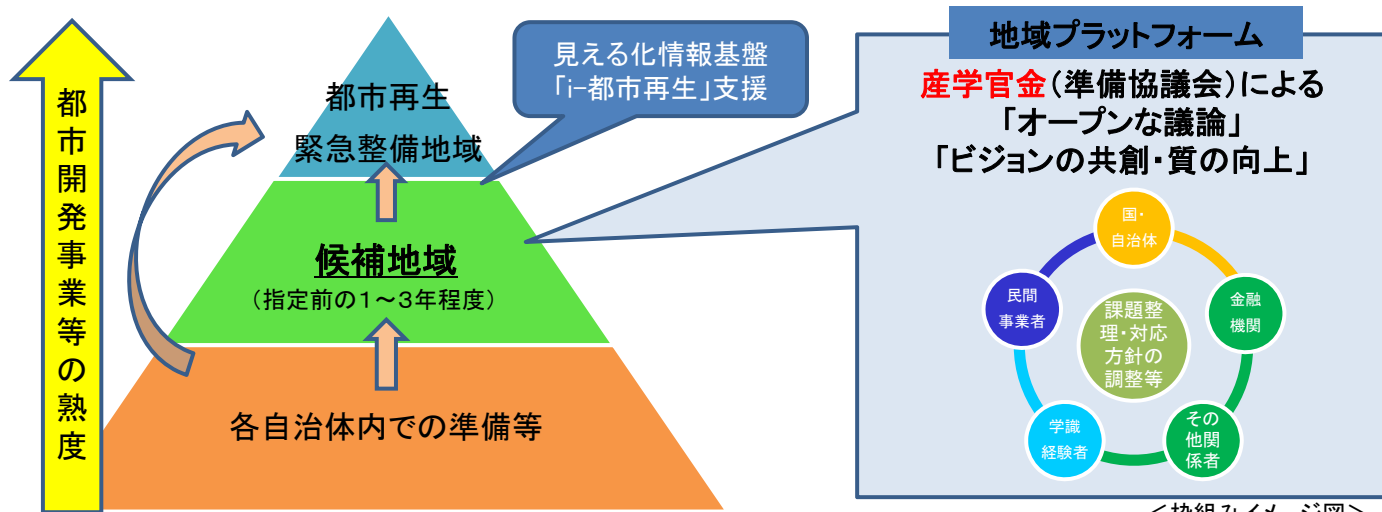


「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

都市再生緊急整備地域の候補となる地域

①近い将来における政令指定の意向を関係自治体が持つものの、②都市開発事業の熟度や関連計画との整合等が指定レベルに至っていないなど、必要な場合には、③関係自治体からの意向等を踏まえ、地方創生推進事務局が「都市再生緊急整備地域の候補となる地域(候補地域)」を設定・公表、④「産学官金」の連携の場(準備協議会)等を通じた民間提案の機会の提供、スケジュールの共有、魅力的な案件形成等により、都市再生の質の向上や民間投資の一層の呼び込みを図る。



候補地域の指定による効果

「オープンな議論」や「指定までのスケジュール等の共有」により、諸課題の整理、早期の民間提案やビジョンの共創、投資の呼び込み、気運の醸成等が期待される。